

## 介護予防通所介護事業所 実地指導結果

平成28年7月29日現在(「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在)

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
社会福祉法人香美市社会福祉協議会	香美市	香美市協デイサービスセンター八王子	H28.4.27	<p>1 平成28年3月28日に同事業所の職員6名が利用者の入浴介助中、浴場内で異臭を感じ、職員が体調不良を訴えたにもかかわらず、原因究明を行わないまま、同年4月12日まで利用者に対する入浴サービスを継続していることが認められた。指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 (高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第9号。以下「高知県条例第9号」という。)第108条第1項)</p> <p>2 平成28年3月28日に同事業所の職員6名が利用者の入浴介助中、浴場内で異臭を感じ、職員が体調不良を訴えたにもかかわらず、原因究明を行わないまま、利用者に対する事故として取り扱うことなく、同年4月12日まで入浴サービスを継続し、速やかに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行っていないことが認められた。 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (高知県条例第9号 第108条の2第1項)</p> <p>3 平成28年3月28日に同事業所の職員6名が利用者の入浴介助中、浴場内で異臭を感じ、職員が体調不良を訴えたにもかかわらず、原因究明を行わないまま、同年4月12日まで利用者に対する入浴サービスを継続し、その間に入浴した利用者の心身の状況を速やかに把握していないことが認められた。 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通ずる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 (高知県条例第9号 第113条第1号)</p>	改善済	